

社会福祉法人 時津会 役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 時津会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員報酬)

第3条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、1回につき、次の通り日額費用を弁償する。

但し、役員及び評議員等が複数の役職を兼務している場合において、同一日に開催される会議に重複して参加した場合、日額費用は重複して支給しない。また、施設長等の施設職員が役員の場合も支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償	15,473円
(2) 監事が監査業務に従事した場合の費用弁償	
①法人業務執行状況及び会計監事監査	15,473円
②法人及び施設、事業所の指導監査への立ち合い	10,315円
(3) その他の委員が、委員会等に出席した場合の費用弁償	
①入所判定会議出席	5,568円
②運営推進会議出席	5,568円
③苦情対応第三者委員会出席	15,473円
④評議員選任・解任委員会出席	15,473円

(支払方法)

第5条 報酬の支払方法は、その都度現金にて支払うものとする。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。